

平成 2 9 年

区民委員会会議録

と き 平成 2 9 年 9 月 2 5 日

品 川 区 議 会

平成29年 品川区議会区民委員会

日 時 平成29年 9 月25日（月） 午前10時00分～午後 0 時02分

場 所 品川区議会 議会棟 5階 第3委員会室

出席委員	委員長 本 多 健 信 君	副委員長 塚本 よしひろ 君
	委 員 渡 辺 裕 一 君	委 員 中 塚 亮 君
	委 員 木 村 けんご 君	委 員 藤 原 正 則 君
	委 員 田 中 さやか 君	

出席説明員	堀 越 地 域 振 興 部 長	伊 崎 地 域 活 動 課 長
	遠 藤 協 働 ・ 国 際 担 当 課 長	菅 生 活 安 全 担 当 課 長
	提 坂 戸 籍 住 民 課 長	山 崎 商 業 ・ も の づ く り 課 長
	安 藤 文 化 ス ポ ー ツ 振 興 部 長	鈴 木 文 化 観 光 課 長
	池 田 ス ポ ー ツ 推 進 課 長	小 川 オ リ ン ピ ッ ク ・ パ ラ リ ン ピ ッ ク 準 備 課 長

○午前10時00分開会

○本多委員長

ただいまから、区民委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付しております審査・調査予定表のとおり、議案審査、報告事項、およびその他と進めてまいります。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

1 議案審査

第59号議案 平成29年度品川区一般会計補正予算（歳出 区民委員会所管分）

○本多委員長

初めに、予定表1の議案審査を行います。

第59号議案、平成29年度品川区一般会計補正予算（歳出 区民委員会所管分）を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○鈴木文化観光課長

それでは、第59号議案、平成29年度品川区一般会計補正予算のうち、歳出区民委員会所管分についてご説明をいたします。お手元にご用意しました第59号議案説明資料、品川区地域資源活性化事業補助制度の概要というA4判の資料をご覧ください。

この制度でございますが、今年度4月から新たに始めた制度でございますので、まず先に制度の概要をご説明いたします。

まず、1. 目的でございます。地域の団体（商店街を除くNPOや法人等）が地域の観光資源を活かしたイベントを実施する場合、それを支援することで、地域のにぎわい創出、区への来訪者の増加を図るという目的のものでございます。また、単年度事業ではなくて、地域の観光事業として根づく、つまり継続してやっていただけるような支援という考え方から、最長4年間継続的に逡減しながら補助を行うということでございます。

昨年度まで、東京都でも観光事業を補助する制度があったのですが、単年度の事業ということで、どうしても初年度に単年度の経費を都からもらって実施すると、次年度以降がなかなか同じ規模のものができないという相談も受けておりましたので、そこを参考に、区としては継続的な支援を決めたものでございます。

2. 補助対象者でございます。区の観光に関する事業を実施する団体ということで、①しながわ観光協会、それから②地域の観光資源を活用してにぎわい創出などに取り組む団体で、公益財団法人、社団法人、財団法人、それから特定非営利活動法人や町会・自治会も、趣旨に合った事業をやっていただく場合には対象としております。また、③にありますように、今申し上げた団体を構成員として含む実行委員会でも可能でございます。

3. 補助対象事業でございますが、2つの要件を設定させていただいています。まず1つ目は、区のにぎわいを創出して、持続が可能なイベント事業でございます。それから2つ目として、来場者数の見込みが概ね3,000人以上の規模であるイベント。この2つの要件を満たしていただくことを条件としております。

4. 補助対象経費でございます。対象事業の実施にかかる経費、ほぼ全般をカバーするという考え方で、1番目は事前周知に関する経費です。2番目が会場設営や当日の運営委託に関する経費。3番目と

しまして、その他、直接イベントにかかわるものに限りませんが、周辺の事務経費等についても補助対象ということで考えております。

5. 補助金額および補助率でございます。基準を設定しまして、最長4年まで継続支援ということで、補助上限は800万円になります。①から④まででございますように、初めて実施する場合または2年目以内の事業、新しい事業に関しては、経費全体の5分の4でございます。②以降にありますように、継続して補助を申請していただく場合には、2年目、3年目、4年目と5分の1ずつ通減をして、2年目5分の3、その翌年5分の2、4年目が5分の1と、4年間の継続の申請・活用が可能になっております。

ですので、初年度5分の4のときの最高額が800万円上限になりますので、対象となる事業費自体は1,000万円までのもの。それ以上の事業でも結構でございますが、それ以上経費が上がっても、補助の上限800万円は超えないということになっております。

6. その他のところには関連項目を書いておりますが、補助金をただお渡しするだけではなくて、あわせて様々な支援をセットで、区と観光協会とで支援をすることで、しっかりと地域の団体にノウハウを習得していただいて、継続して実施していただくという事業でございます。

裏面をご覧ください。補助金の申請から交付までの基本的な流れを書いてございます。この資料は、実際にご相談をいただいたときにお示しする資料の中の一つでございまして、この手順に沿って申請をいただいているところでございます。

次のA4横の交付希望事業一覧<補正予算>という資料をご覧ください。こちらが当初予算と今回の補正予算で年度全体の事業がわかるような金額・内容をまとめた資料でございます。

白い地のままの項目、No. でいきますと1、2、4が、当初予算で対応した事業になります。ピンクの網かけの3、5、6、7が今回補正案で計上させていただいている事業になります。1、2、4のところ当初予算が2,500万円ありましたが、事前に相談をいただいたものも含めて執行していた中で、ピンクの部分の相談もいただいたところ、少し予算が足りないということで、2,200万円の補正予算案を提出させていただいております。

内訳につきましては、表に記載のとおりでございますが、この予算の当初の額でございますが、当初の2,500万円というのは、一応、最高額は上限800万円でございますが、イベントの規模によっては少額のものも多少あるということで、平均して500万円程度、初めての事業でございますので、500万円程度の上限を5本程度ということで、2,500万円組んだものでございます。

逆に補正のほうは、実際に今、相談をいただいて、経費についてもお示しをいただいているものでございますので、申請をいただく予定額で、あまり余剰のないような形で組んだ案になっているところでございます。

○本多委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○中塚委員

新しい事業ということで、概要の説明と補正の説明をいただきました。

まずは、補正を組んだ理由なのですがすけれども、今のご説明ですと、当初は平均500万円を上限に5件をはめ込んでいたけれども、その後、追加のものが見込まれるので、その予定額に沿ってというご説明ですけれども、率直に言って、うれしい誤算と捉えているのか、この補正を組んだ趣旨というので

しょうか、そこについて伺いたいと思います。来年度の当初予算について具体的にここで聞くわけにはいきませんが、当然そういうのも見込みながらの動きなのかなとは思いますが、補正を組んだ趣旨を改めて伺いたいと思います。

それと、新規事業ということで、概要についてもご説明ありましたが、地域のにぎわい創出と区への来訪者の増加ということで、地域のいろいろなイベントに区民の方が楽しく参加していただいたり、また来訪してくれた方がそこに来てくれたり、そういうことにつながっていければ私も思いますけれども、こういう事業というのは、検証といいますか、効果というのでしょうか、そういうのはどうやって測るものなのかなというところです。

やはり補助事業でありますので、事業に対してどういう効果や、またどういう検証の方法があるのか、ここについてはどういうふうに考えていらっしゃるのかについてもご説明いただきたいと思います。

○鈴木文化観光課長

まず、1点目の補正の理由でございますが、先ほど申し上げましたように、当初は初めての制度ということで、どれくらい活用いただけるかというのも確定していない状態での当初予算でございましたので、平均的であろうと予測できる500万円を5事業程度ということで考えておりました。

実際には、相談いただいて執行したところ、実はもう7月ぐらいにはほぼ予算を使い切ってしまうことがわかったということで、その後、区の観光振興協議会でも、こういう制度をご活用くださいという報告をしておりましたので、何件か個別に相談いただいたもので予算の活用の見込みをお聞きした上で、その額で算出した補正予算を今回組んで、しっかりと年度内の事業についての支援を継続するというのが趣旨でございます。

来年度につきましても、これから予算編成になりますが、観光にかかわる方が全員ほとんど集まる協議会で、来年度の活用についてまたお聞きをしながら、新規のものについては別途ご相談をいただきます。今年度交付をしている事業につきましても、基本的には継続が可能でございますので、その継続の申請の希望の有無をお聞きして、あまり差が出ないように予算編成でしっかりと対応したいと考えております。

2点目の対象事業について、検証なり効果の測り方ということでございますが、やはり数字で一番見やすいのは来場者数でございます。毎年度申請をいただいて、必ず事業実施後には報告書を出していただくようお願いしておりますので、その中で数字で一番見やすいのは来場者数になります。

あとは、継続して毎年実施することで、来場者数の増減というか、増加と、出展等でブースを出す参加団体の数なども目安になるかと考えております。

○田中委員

当初予算が2,500万円で、補正が2,200万円ということでした。当初予算のほぼ倍に当たる補正のつけ方、補正の考え方について伺いたいというのが1点と、必要に応じて予算を超えることは否定は全然しませんけれども、予算特別委員会を経て議決された当初予算とほぼ同額の補正額ということを区はどのように考えるのかなということ。それと、その前提として、品川区地域資源活性化事業補助制度について、どのように周知をし、事業者を募ったのか。そして事業者から補助金制度申し込みが何件あり、何件助成を受けられなかったのか、それぞれ教えてください。

○鈴木文化観光課長

まず、当初予算に近い額の補正を組んだときの考え方ということでございますが、先ほど申し上げましたように、初めて始める制度ですので、当初のときにはある程度、数本の事業は出していただけるだ

ろうということで、予算編成のときのやりとりの中で、実際の申請よりも何倍も多く予算をとっておいて残すよりは、初めての事業なので、実施をした状況を見ながら必要に応じて補正を組むというのが、当初から考え方としてありました。たまたま今回は実績として、利用いただけるご相談が数多く来たために、額としては当初予算に近いものになったというのが、今回の補正の額の事情というか、理由でございます。

それから、どのようにこの制度を周知したかということでございますが、今年の3月下旬に、区内の観光にかかわる事業者・団体の方にお集まりいただく品川区観光振興協議会で、この制度をご説明いたしまして、取り組んでいる皆さんのいろいろな観光事業の促進に支援をすることで、区としても協力をしたいということでお話をして、それぞれ団体ごとに個別に具体的なお相談をお願いしたところでございます。

それから、今回申請があった件数でございますが、先ほどご説明をしましたA4横の資料で7件書いておりますが、これ以外にご相談をいただいて申請に至らなかったものが2件ございます。そのうちの1件は、大きなイベントと同時開催で、一部のエリアを借りて実施する単独のブースの事業だったので、その単独ブースでは来場者見込みが3,000人いかないということで、違う支援のご紹介をしたところでございます。もう1件は、企画書の提出まではいただいたのですが、実際の実施体制が地域で調整がまだつかなかったので、今回は取り下げということでお話をいただきました。今回相談があって実際に交付に至らなかった2団体については、1件は条件を満たさなかった、1件は改めて企画を練り直して、またご相談をいただくとお聞きしているところでございます。

○田中委員

私が認識している一般的な補助金制度では、募集期間の締め切りが決められていたと思うのですが、この事業の場合はどうだったのかということと、一般的には補助金の総額が明示されていて、基本的な事業の審査を行って助成が受けられない場合があるということのほか、予算額を超えた場合は按分になるなど、予算額を超えた場合のことが示されていたと思うのですが、今回のこの事業の場合はそういう募集ではなかったのかどうか。予算額を超えた場合のことは、先ほどの答弁の中にあっただけかもしれないですが、当初予算額を超えた場合のことは当初どう考えていたのかということも、もう一度お聞かせください。

○鈴木文化観光課長

一般的な補助制度では、確かにご指摘のように、締め切りや総額、また予算額を超えた場合の按分と申しますか、調整の仕組みの制度が多いのは私も知っているところでございますが、先ほど説明申し上げましたように、東京都の観光事業の補助制度が単年度で、初年度の分をほぼ全額だったり、補助があります。ところが、単年度限りの補助ですので、次年度は、今度は補助がないと、同じ規模のもの、もしくは事業自体が実施できないという相談を結構受けておりましたので、一般的な限度額とか締め切りというので区切ってしまうのではなくて、制度の趣旨として、継続して実施していただいて、最終的には自立をしていただくという主眼がありましたので、一般的な補助制度とは違いまして、締め切りも特に設けず随時という形でとしました。

またもう一つ、今までの事業で要望があったのが、年度が変わってから募集をかけて手続をしてという、普段の一般的な補助金でいきますと、春の観光、4月・5月の事業が活用できないという意見がありましたので、3月、旧年度中に内部の調整、決裁準備等は済ませておきまして、4月早々にご活用いただけるということで、締め切りも設けないで随時相談をいただくという方式でスタートしたものでござ

ざいます。

今後につきましては、2年目以降については先ほど申し上げましたように、今年度申請をした団体は、基本的には次年度、補助率が5分の1下がった額で継続申請になりますので、基本的には4年間先まで、一度申請をいただいた団体については予算の用途が立ちます。なので、次年度以降は全く新規のものだけ情報をいただければ、基本的には予算額もしっかりと枠を大きく変わらずに組めるというのが、この仕組みの考え方でございます。

○田中委員

最初、予算額上限幾らまでですよという告知とかは特にはしていなかったのかということと、予算額を超えたときのことは、最初から超えるものだと思って予算をつくられていたのか。予算額を超えたときのことをどう考えていたのかということと、年内途中は締め切りがないということで募集が続くということですか。

○鈴木文化観光課長

予算総額を超えた申し込みがあった場合という制限については、想定はしていなかった。最初の初年度なので、実際の申し込みの状況を見てから補正を組むという前提で制度を組んだもので、総額で制限をかけるというのは告知もしてありませんでした。

それと、予算を超えた場合にどのように対応するかとか、年内この後、申し込みがあった場合ですが、一応今回、最初の3ヶ月で予算を超えることがわかった時点で、先ほど申し上げた観光振興協議会や実際に相談に来ていただいている団体に対して、年度内の全ての事業を一度洗い出しをしたいので、希望がある場合にはというお願いをもう一度しまして、それで取りまとめたのが今回の4件になりますので、現時点で本制度を活用するような大きな事業については、ひと通り把握をしているという認識でございます。

参考資料でも、7番の大井町もえしよくフェスタは、実施が3月3日から4日ということで、年度末ぎりぎり、ご相談いただいている事業のうち一番遅いのが今のところはこちらでございますので、ほぼ今年度内の事業については把握ができていると認識しております。

○田中委員

補正のことに關してです。今回の品川区地域資源活性化事業補助交付要綱には、第5条に「補助金の額は、予算の範囲内において、1事業の補助対象経費（限度額1千万円）に別表2の補助率を乗じた額」とあるが、今回の補正に計上された補助金額は予算の範囲内という枠に当てはまるのでしょうか。

○鈴木文化観光課長

繰り返しになりますが、今年度は制度を開始した年度ということで、その総額に関しては全てを把握できていない段階でのスタートですので、初年度に関しては補正の対応も前提として、年度の総額という考え方で今回は立てさせていただいております。来年度以降は、先ほど申し上げましたように、次年度の分についてあらかじめ把握ができる状態になっておりますので、次年度以降はご指摘のとおり、規定の文にあった予算の範囲内という形で進めたいと考えております。

○田中委員

補助金と補助率についてですけれども、最長4年まで継続して支援とあります。1事業について4年継続を申し出たと仮定します。対象事業が1,000万円の場合、始めてから2年で800万円、次は600万円、次は400万円、200万円で、4年間で2,000万円を1事業の企画団体に補助金交付するという理解で間違いはないでしょうか。

当初予算と補正予算を合計すると4,700万円、来年には5,000万円ほどの予算をつけるのかということ、2つ教えてください。

○鈴木文化観光課長

最高額で継続をした場合、初年度800万円、次が600万円、400万円、200万円と下がっていきますので、ご指摘のとおり、4年間継続して申請をした場合には、1事業当たり継続4年で2,000万円になるのはご指摘のとおりでございます。

それからもう1点、予算編成時、昨年度この制度をつくって今年度予算に計上するときに、初年度、ご指摘のように逡減をして毎年継続していくという前提で、4年間程度、概算でいくと幾らぐらいになるかという見込みも示した上で、事業としての了承をいただいていますので、基本的には先の見込みを立てて、毎年新事業も含めて幾らになるかというのは試算をしてから制度をつくったものでございます。

○田中委員

1事業者に4年間で2,000万円ということですよ。ここの考え方とかが、行政に求められている公平性という観点から、ちょっと逸脱しているのかなとも思ってしまったのですけれども、そこら辺の見解を伺いたいと思います。

○鈴木文化観光課長

1団体が4年間で2,000万円が公平性に欠けるというのが、趣旨がよくわからないのですが、基本的には先ほど、事業として交付要件を満たす事業であれば、どの団体でも同じ機会で交付を受けられるようにしておりますので、公平性は担保できていると考えております。

○田中委員

補正予算の事項別明細書を確認したところ、当初予算の内訳が記載されておりました。それによると、当初予算2,500万円の内訳のうち、支援制度分が1,000万円、500万円掛ける2事業と、水辺議連分1,500万円と計上されておりました。執行状況を見ると、支援制度分は交付総額897万2,000円で、残り102万8,000円なのですけれども、水辺議連は交付予定額1,500万円で残額なしとあります。

まず水辺議連というものが、水辺事業に関心のある議員連盟だと思うのですけれども、この資料には募集の対象者が書いてあるのですが、議員連盟はこれのどこに当たるのかということをお伺いしたい。それと、補助金の上限額が800万円なののですけれども、水辺議連分が1,500万円とあるのは、1事業が1,000万円以下であれば同じ事業者が複数応募してもいいという意味だったのか。最初の募集のあり方の質問に戻ってしまうのですけれども、そこら辺を教えてください。

○鈴木文化観光課長

ご指摘の当初予算が2,500万円、支援制度分1,000万円、水辺議連分1,500万円という内訳でございますが、これは、制度の中では1つの同じ制度で補助するのですが、今回水辺議連に関しては、もともと品川区と大田区で水辺連携事業というのを数年前から実施しておりました。今回は両区の議員の有志の皆さんが、連携をしている地域の人たちを有志で支援して、少し事業を拡大しようということで、拡大のための連携だとか充実のお手伝いをしたとお聞きをしております。

ついては、水辺議連分という枠で困っておりますが、実際には大田・品川の数団体それぞれが今までやっていた事業や新しく企画している事業を結びつけて、1つの水辺の事業と位置づけたということで、申請者は実はそれぞれ別の団体になります。先ほどのA4横の資料にも記載しておりますが、4番です。9月30日から10月1日、しながわ・おた水辺の観光フェスタとありますが、内訳を見ていた

だと、4つの運営主体、申請団体名が出ているのがわかると思います。

つまり、1事業者がそれぞれ違う事業の申請をしたのではなくて、もともと水辺全体の連携事業に参画しているそれぞれの団体が、自分たちの実施分の申請をいただいたということでございますので、枠としては水辺議連が調整をした事業という括りにしてありますけれども、1事業に補助が1,500万円ということでは決してございません。

○田中委員

この予算見積書には水辺議連分と書いてあるのですけれども、これが間違っているというか、詳細がきちんと書かれていないということですか。

○鈴木文化観光課長

これは予算編成のときに財政部局に説明する資料でございますので、当初もともと文化観光課で想定をした支援事業で計上したものと、議連が支援をすることで連携をして行う事業というのを、枠として分けただけでございますので、内訳として特に問題はないかと考えております。

○田中委員

水辺議連というものをそもそもご説明いただけたら。

○鈴木文化観光課長

水辺議連については、先ほど申し上げましたように大田区、品川区、両区の議員の方の有志の団体でございますので、区が関与してつくっている団体ではないので、区に説明を求められてもできないのですが、聞いている範囲で申し上げますと、両区の水辺のにぎわい活性化、観光促進に意識を持っている議員の皆様が、観光は行政の区境で観光のコンテンツが途切れるわけではございませんで、来訪者の方は区境関係なくエリアで楽しみたいということがありますので、エリア内の各事業を実施する団体を結びつけて充実させたいというのが、議連の皆さんの活動の趣旨だとお聞きしているところでございます。

○田中委員

わかりました。2個ぐらい前の質問なのですけれども、同じ事業者の複数応募というのは、基本的にありなのか、なしなのか。

○鈴木文化観光課長

1つの法人なり実行委員会で申請をできるのは、1事業は1件でございます。ただし、例えば春に、その団体が何か春のイベントをやって、秋にまた違う内容のイベントをやる場合は、別事業になりますので、1団体当たりの申請数の制限というのは、現在のところはかかっておりません。

それともう一つは、今申し上げたように春と秋にやっても、同じ一連の事業であれば、それは同一になりますので、その辺は今、申請の具体例がないのですけれども、また個別にその内容をお聞きした上で判断することになるかと思えます。

○藤原委員

賛成ですが、質問させていただきますけれども、交付希望事業一覧で3番、しろへびサミットinしながわで、9月16日・17日は上神明天祖神社のお祭りの日です。それで、しろへびサミットinしながわなのですけれども、会場も上神明天祖神社、運営主体も上神明天祖神社ということで、僕は賛成なのですが、これは神事ですよ。でも神事ですよと伺えば、神事ではありませんと役所は答弁するしかないと思うのです。

つまり、何が言いたいかというと、上神明天祖神社といえ、白蛇だと私は思っているのです。神事だと思っているのです。あそこでご祈祷させていただくと、小さい白蛇をいただけるのです。観光とい

う意味でも、地域活性化という意味でも、いわゆる政教分離というものはあるけれども、お祭りということに関して、地域の方たちが宗教行事としてあまりやっていないような気がするのです。

というのは、例えば町会の総会に出ると、町会の今年度の予定みたいなものには、町会が氏子になっている神社に関しては「お祭り」とほとんど入っているわけです。という形で、例えばしろへびサミットということで、上神明天祖神社が中心にやられていると思うのですけれども、こういうふうに補助金ありきで、補助金を出すために、いわゆる神事が前面に出てしまうと出ないから、こういう形でこういうふうになれば補助金が出ますからというふうにするのも、1つの手だと思えるのですけれども、もう少しハードルを、お祭りに関して、町会行事の一環としてやられているわけだし、観光協会のポスターとかを見ると、大きいポスターにお神輿が写っていたり、もう出ているわけですから、そういう意味においてももう少し、政教分離というものはあるけれども、全体的なことを考えて、お祭り等に関してハードルを下げていただきたいなという思いがあって質問をさせていただくのですけれども、ぜひ課長の答弁をいただきたいので、神事ですかという質問から入って、答弁していただけますか。

○鈴木文化観光課長

まず、お尋ねのしろへびサミット in しながわでございますが、これは事業名が示すように白蛇にまつわる団体、具体的には上神明天祖神社と岩国市、それから群馬県老神温泉の3つのイベント実施主体が合同でサミットをするそのイベントについての区の補助でございますので、純粹に上神明天祖神社の宗教行事であれば、今のところ、そのまま直接交付はできないというのが考え方でございます。

それともう一つ、ただご指摘のように、地域の皆さんは宗教行事という意識よりは、地域のにぎわいイベントということで参加をされているとは思いますが、一応、主催者とイベントの内容、それから一般的な皆さんの捉え方というのを総合的に勘案して、基本的には観光イベントとして区外からの来訪者を呼んだりとか、いろいろなにぎやかしのイベントがセットになっていれば、純粹な宗教行事とは考えにくいと思いますので、その辺は、一本線を引いた基準を設定できるわけではありませんが、相談しながら、できるだけ地域のにぎわい創出、それから来訪者の増加に資する、宗教色一色でない事業であれば、相談の上で進めたいというのが現在の考え方でございます。

○藤原委員

今、宗教色一色でなければという、思い切り前向きな答弁だと思うのです。いろいろこれから考えていって、少し外せば、補助金も出ていくのかなと思っているのですけれども、例えば私の地元が鹿嶋神社という神社なのですが、ご祭神が鹿島・香取の鹿島神宮です。お神輿というのは、御霊を担ぐ、氏神様を担いで地域を回る。鹿嶋神社というと、ご祭神が武甕槌（タケミカヅチ）神という神様なのですが、武甕槌の神様を担がせていただいて地域を回っているという思いよりも、いわゆるお神輿を担いでいるという感覚で皆さんやっていると思いますし、神社側から、この神様なのだからこうなさい、あしなさいとかというのは、ほとんどのほかの品川区内の神社でも、そういう宗教的な強制みたいなのは、私が感じるころは、あまりないと思います。

観光、にぎわい、来訪者という意味において、改めてお祭りということが、にぎわいの創出ということでは大切だと思っておりますので、ぜひそういう意味において、もう少しハードルを下げる。そして皆さんは、お神輿とか山車とか、そういうお祭りに関しては宗教的な色があるから、補助金とかはもらえないと頭から考えていると思います。ただ、この白蛇に関しては、上神明天祖神社の宮司さんをはじめいろいろお考えになって、今ご説明を受けたようにいろいろな知恵を出し合って、こうやって補助金をあそこはもらえたわけです。

だから、そういう知恵を、神社に言うわけにはいかないと思うのですけれども、地域等に言っていたいて、こういう形だったら補助金が出るのですよというのを、私たち議員の仕事でもあるのだけれども、もう少しハードルを下げていただきたいと思いますので、もう一回、その辺について。

○鈴木文化観光課長

先ほど申しましたように、一般的社会通念に照らして、宗教行事なのか、それとも地域のにぎわいイベントなのかというのは、主体や内容によって変わってきますので、基本的には、先ほど申し上げた地域のにぎわいや来訪者増加につながって、純粋な宗教事業でなければよろしいというのが基本的な考え方でございます。

ただ、申し訳ありません、この制度は、地域のこれからの取組みを支援して継続していただくというのが主眼の制度なので、新規事業か実施2年目以内の事業なので、歴史のあるお祭りとかは、逆に現在は対象になっていないというのがございますので、その辺は今後の実際のご相談の中で、今後また別の制度が必要なのかとか、その辺は検討の余地があるかと考えております。

○田中委員

すみません、もう一回、ちょっとわからないので、また繰り返しになってしまうと思うのですけれども、区民の方に説明するときはどう説明したらいいのかわからなくて、わかりやすく説明をしていただきたいのですけれども、見積書の水辺議連の1,500万円と、説明資料のしながわ・おおた水辺の観光フェスタの合計が1,500万円。でも、水辺議連分に細かく分けると、1,000万円以下の事業で分けているけれども…。この辺の説明がちょっと難しくて。

○本多委員長

補助金の交付先について説明を。

○鈴木文化観光課長

先ほど申し上げました水辺議連というのは、地域の幾つかの団体がいろいろなイベントをやる、それを連携する仲介といいますか、調整をしたり充実するために支援をされた団体であって、申請は一切、水辺議連は関係ありませんし、実施主体でもないです。その水辺議連に声をかけられて、そこに賛同して参加した団体が、ここの申請団体以外にも幾つかございまして、聞いた話ですと、エリアごとに実行委員会をそれぞれ連携してつくって、そのエリアのイベントごとに申請をいただいたということでございますので、わかりやすくというと、水辺議連が調整をした各団体の合計額というのが、水辺議連分という表現でございます。水辺議連に交付したということではございません。

地域の方への説明のときには、実施主体は、イベントごとの主催者がそれぞれ別にいます。それをつなぎ合わせたのが水辺議連ということで、その合計額が1,500万円というふうに、もし説明いただけるのであれば、お話しいただければと思います。

○本多委員長

よろしいでしょうか。ほかになければ、質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いします。

○渡辺委員

賛成です。

○塚本副委員長

賛成です。

○中塚委員

賛成です。

○木村委員

賛成です。

○藤原委員

賛成です。

○田中委員

反対です、すいません。

○本多委員長

それでは、本案は挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

[賛成者挙手]

○本多委員長

賛成多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

以上で議案審査を終了いたします。

2 報告事項

(1) 大井第三区民集会所の休館について

○本多委員長

次に、予定表2の報告事項を聴取いたします。

まず、(1)大井第三区民集会所の休館についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○伊崎地域活動課長

それでは私から、大井第三区民集会所の休館について、資料に沿ってご説明をいたします。

まず理由でございますが、大井第三地域センター内のトイレの老朽化に対応したトイレ改修工事と、あわせて便所排水管耐震化工事を行います。これに伴いまして、利用者の安全を図るため、区民集会所を休館いたします。

休館期間の予定でございますけれども、平成30年の1月1日から同年の3月31日まで。ちなみに工事期間は1月4日からでございます。

周知の方法でございますが、広報しながわへの掲載。こちらは10月11日号を予定しております。そのほか、区ホームページへの掲載、大井第三地域センターでの掲示につきましては、本日の報告をもちまして行ってまいります。なお、町会長会議が9月14日にございましたので、そちらではお話をしております。

その他でございますけれども、トイレの工事が1階、2階ございますが、フロアごとに順次行いますので、地域センター業務につきましては、1階部分のトイレ工事中も通常どおり業務は執行いたします。

○本多委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○藤原委員

まず理由のところ、トイレ改修工事とあわせて便所となっているのですけれども、トイレと便所の説明をしていただきたいのと、予算は幾らでしょうか。

○伊崎地域活動課長

正式には、法律上は便所ということでございますが、今回はトイレの工事ということで区民の皆様にも周知いたしますので、広くトイレ改修工事ということで表記をしたところでございます。

予算につきましては、2,720万円、工事予算として計上してございます。

それから、すみません、最初のご質問で、トイレと便所の名称ですが、排水管工事につきましては、便所排水管という名称がございましたので、そのまま使わせていただいております。

○藤原委員

本当に細かいことなのではございますけれども、統一したほうがいいですよ。便所というと、何かイメージ的によくないですかね。今、普通はトイレではないですか。私も法律的だから便所と自分が言っているのですけれども、便所と言っていいのかなという思いが何かあるのです。だから、例えばトイレに統一するのならトイレ。確かに便所排水管となっているからというのですけれども、例えば品川区は、法律上は便所なのだけでも、トイレに統一するとかということをしていったほうが、イメージ的な問題ではいいと思うのです。

前のときにスポーツ推進課長にトイレなのか便所なのかと質問させていただいて、いろいろ複雑な答弁でよくわからなかったのですけれども、そういう意味において、イメージ的なものもあるのです。今、私も一般の区民の方に便所と言っても「すみません、法律的にトイレは便所と言うんですよ」と言わなくては、便所と言うと「えっ」と思われるときがあるので、用語なのではございますけれども、その辺についてはいかがですか。

もうトイレということでやっていったほうがいいのか。そうしないと、毎回これが出たときに、どちらなのですかと質問しなくてはならないような気もするので、その辺についていかがでしょうか。

○伊崎地域活動課長

委員ご指摘のとおり、イメージということは確かに大きな印象でございますので、今のご意見に関しまして、私がこの場で立場上お答えしかねるものでございますので、また必要な検討をいたしまして、対応を進めたいと思います。

○中塚委員

トイレの老朽化に対応した改修と耐震工事ということではございますけれども、トイレの老朽化は1階部分と2階部分と、あと1階のだけでもトイレと、それぞれあるかと思うのですけれども、どういった要望があって、どういった工事を行うのか、その内容について伺いたしたいと思います。もともと大きい敷地でもないですし、狭いトイレですし、どこまでどう応えられるかというのも気になる場所でもあるのですけれども、1階部分と2階部分と、1階部分のだけでもトイレと、トイレ改修工事の内容についてご説明いただきたいと思います。

それと、便所排水管耐震化工事ということではございますけれども、これはいわゆる震災時の対応ということではどうなのか。そうすると電気、ガス、水道、ライフラインが止まったときでも対応可能に、例えば雨水を使って排水をすとか、何かそういう対応も含めてなのか確認と、工事の内容についてご説明いただきたいと思います。

3点目に、町会長会議でもうご説明があったということではございますけれども、どんな声があったのか、もう少しご紹介していただけたらと思います。

○伊崎地域活動課長

まず、トイレに対するご要望というか、特に区民の方からいただいているということでは直接ないのですが、まず本当に古く老朽化しまして、床の張り替えも必要になっておりますのと、女子トイレをご存じかどうかわかりませんが、女子トイレが非常に暗く狭く、用を足すのも結構姿勢が大変だという状況もございますので、そういったところを対応していきたいと思っています。

それから、身障者トイレに関しましては、今の面積以上にとるのは難しいということですので、この面積の中で老朽化に対応して、使いやすくきれいにするというところで考えております。

それから、便所排水管の耐震化工事でございますが、こちらは、この間進めております非構造部材耐震化工事の一環でやるわけございまして、今回の工事が排水管を耐震用にする工事でございます。

あと、町会長会議でお話をしましたところ、特にご意見をいただいたということではないと承っております。

○中塚委員

大井第三地域センターなので、あそこのトイレを何とかしてほしいというのは結構届いていて、今ちょっと触れられたけれども、まず古いということと、狭いというのが結構ありまして、おっしゃるとおり、女性のトイレのほうはとにかく狭くて、身動きがとりにくいということと、男性のトイレは、大井第二地域センターもそうなのですけれども、開けるとそのままトイレがあるのです。だから、一回曲がるわけではないので、トイレのドアが開きっ放しみたいな感じになってしまうのです。なので、あの敷地内でどういうレイアウトや改修ができるのかは、いろいろ工夫をしていただきたいと思っておりますけれども、そうした声に応えるトイレにしていきたいと、これは要望しておきたいと思っております。

それと、最後に1点だけ、その他のところで、地域センター業務は通常どおり行うということですが、仮設のトイレをつくるのか、それともトイレの改修の順番を変えるのか、そこだけ最後にご説明いただきたいと思っております。

○伊崎地域活動課長

トイレは1階と2階にございますので、順次行うということで、特に仮設は予定しておりません。

○塚本副委員長

ここのトイレの確認なのですけれども、洋式と和式の現状と、工事を行ってからどうなるのか、数の面で洋式と和式を教えてくださいたいのですが。

○伊崎地域活動課長

スペース上の問題がございますので、数を増やすのは難しいと伺っております。ですので、それぞれ1つずつになりますので、洋式トイレということで見ております。

○塚本副委員長

既に洋式ですか、現状では和式はないということですか。

○伊崎地域活動課長

今、洋式トイレが1つずつでございますので、そのままでございます。

○本多委員長

ほかになれば、以上で本件を終了いたします。

(2) 交流都市地方物産展 千葉県物産展フェアについて

○本多委員長

次に、(2)交流都市地方物産展 千葉県物産展フェアについてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○伊崎地域活動課長

それでは、交流都市地方物産展 千葉県物産展フェアについて、資料に沿ってご説明をいたします。

まず、事業概要でございますが、特別区では、特別区全国連携プロジェクトの一環といたしまして、特別区長会で今年の1月19日に千葉県町村会と連携協定を締結いたしました。この10月の26・27日に品川区で全国シティプロモーションサミットが開催されるということに相なりまして、これにあわせて、千葉県町村会を通じて千葉県の市町村に呼びかけを行いましたところ、交流都市地方物産展 千葉県物産展フェアにご賛同をいただきまして、行うこととなりました。

それにつきましては、イトーヨーカ堂が同じ期間で千葉県物産展フェアという企画をしているということも事前にお話をいただきまして、区がイトーヨーカ堂の協力を得て、一緒に開催をするということになったものでございます。

本事業を通して、品川区と千葉県の出店自治体が力を合わせて、経済の活性化や人と人との交流を通して、まちの元気につながる取り組みを推進し、地方創生への協力・貢献を行うことを目的の一つとしております。

開催日時でございますが、10月25日から30日、時間は10時から20時、30日の最終日は19時まででございます。場所はイトーヨーカ堂大井町店の1階催事場で、品川区の千葉県物産展として出店をいたしますのは7ブースの予定でございます。他にイトーヨーカ堂が先ほど申しました共催ということで、独自のルートで千葉県物産を販売されるということです。

出店自治体でございますが、香取市、千葉市、木更津市、白子町、野田市、東金市、大多喜町ということで、9月の本日現在お話を受けております。

周知方法ですが、品川区のホームページに掲載をいたしまして、あとはポスター・チラシを張っていきたくて考えております。またあわせて、品川区広報紙に掲載を予定しております。

予算でございますが、合わせまして170万1,000円、うち運營業務委託が144万4,000円、ポスター・チラシ作成委託が25万7,000円でございます。こちらには記載してございませんが、この金額につきましては、特別区全国連携プロジェクト助成金ということで、区長会から10分の10の補助が予定されているということでございます。

○本多委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○藤原委員

去年はたしか阪急で開催したと思うのですがけれども、今の説明で、イトーヨーカ堂でやるのに独自の形でやるということで、イトーヨーカ堂と協力してという説明だったのですけれども、それでも阪急と去年やったわけですから、阪急との話はきちんとお話をして、今回はこういう形なのでイトーヨーカ堂という話で、阪急にきちんと話を通していいのかということが1点。

それと、去年も阪急でやったと思うのですがけれども、ヨーカ堂はヨーカ堂、うちは去年も阪急でやったのだから、継続していくという意味で阪急でという考えはなかったのかということ。

それともう1点は、確かに地方の交流で地方物産展をやることはいいのですが、目的というか、本事業を通して品川区と千葉県の出店自治体が力を合わせるのはいいのですが、このことが経済の活

性化や人と人との交流を通して、まちの元気につながる取り組みを推進し、地方創生への協力・貢献を行うという、すごい目的が書いてあるのですけれども、具体的にこの物産展をやることにおいて、物産展をやることは反対していないです、いいのですけれども、ここまでいくのですか。1週間ぐらい物産展を売ることで、ここまで千葉の各市町村とこういう形まで持っていけるのですか。教えてください。

○伊崎地域活動課長

まず、交流都市地方物産展でございますが、実は昨年行いました形態のものは、この後2月頃に別途開催を予定しておりまして、この千葉県物産展フェアにつきましては、それにプラスして今年、全国シティプロモーションサミットの時期に合わせて行うという考え方でございます。ですので、今回は千葉だけにお声をおかけしたということでございます。

そういう意味合いからいきますと、去年阪急でやりましたものにつきましては、この後2月頃を予定しておりまして、またきちんと皆様にご報告をできる段階になりましたら、ご報告はしたいと思っておりますが、阪急からは、なかなか継続が難しいというお声をいただいておりますので、違うところで実施をする予定で、今、検討を進めているところでございます。

ということで、今回につきましては、イトーヨーカ堂で千葉の物産展を企画されていたということと、ちょうどタイミングが合いましたので、イトーヨーカ堂でということでございます。

それから、事業概要の一番下の段落の、まちの元気につながる取り組みを推進し、地方創生への協力・貢献を行うということでございますが、この事業自体が特別区全国連携プロジェクトの趣旨にのって行うものでございます。こうした一つ一つの地道な事業の積み重ねで、特別区長会が全国の地方都市を元気にしていくという、そこの趣旨に向けて進んでいるところと捉えております。

○藤原委員

1つだけ確認させていただきたいのですが、こういう連携の事業でやるということは、品川区がやっているわっくわくランドも連携のでやっているから、あの事業と同じなのですよということで考えていけば、たしかわっくわくランドも連携の一つだと思っただけなんですけれども、そういう意味合いで考えていてよろしいのでしょうか。

○伊崎地域活動課長

わっくわくランドは主催が子ども育成課でございますので、子ども育成課の趣旨を持っていると思われれます。ただ、聞いておりますのは、わっくわくランドにも東北の自治体が雪を提供というか、協力していることを聞いておりますので、そういった意味では、こちらの全国連携プロジェクトの趣旨にのった形であると捉えております。

○渡辺委員

今、政策の目的のところ、人と人との交流等が挙げられています。出店自治体が各市であったり町があるのですが、向こうの希望があるかとは思いつつ、品川区として希望といいますか、そういうものをお持ちかどうか。

というのは、民間レベルで、これまで千葉県の何とか市とかと交流がある実績もあるやに聞いています。そういうところが入っていないなと思うところがあったり、あるいはこれから先を見据えたときに、これが1回こっきりで終わるのではなくて、交流を仕掛けていくではないですが、続けていこうということがあるべきだと思うのです。

例えばオリンピック・パラリンピックのときに、開催自治体だとかは近いですし、連携を深めようとか、そういう発想があってもいいかなと思うので、その2点。これまでの縁がある自治体、あるいはこ

れから縁を深めていこうという品川のイメージ、希望はあるのかどうか、教えてください。

○伊崎地域活動課長

この千葉県物産展フェアにつきましては、こちらから千葉県の町村会を通じて呼びかけを行ったところ、そちらにございます出店自治体からのご回答をいただいたということでございます。時期やほかのイベントとの関係もございますので、手を挙げられなかったというところは、そういったご理由があるのではないかと区としては捉えております。

今後でございますが、こういった物産展での交流を契機といたしまして、今後も交流の機会を増やしていけたら、こちらの交流都市地方物産展の趣旨にも適っているかと考えております。

○渡辺委員

具体的にはあれですけれども、これまでの縁はともかく、これからどういうふうにつながっていくというイメージを、ぜひ持ってもらえればと思いました。

あと、運営の仕方、先ほども質問が出ていました阪急でやったときの、それぞれ皆さんのご感想もある中で、場所貸しだけという空気がすごくあって、もちろん区の職員もいらっしゃったのですが、もうちょっと見せ方のところで、品川と連携している感が部分的にもあるべきかなと思いました。

場所に関して、今回イトーヨーカ堂に関したら、僕はすごく好感を持っていて、産業・商業の視点で、いいもの巡り等で積み上げたノウハウがあって、イトーヨーカ堂でやると、事前告知も含めてものすごく見せ方がうまいのです。そういう積み上げた実績があるので、またそこはいい効果が見込めると思うのですが、輪をかけて、行政として品川区のかかわりとか演出面を含めて力を入れるべきと思うのですが、その点、コメントを下さい。

○伊崎地域活動課長

阪急でやったときの感想ということでございますが、阪急もこういったことは初めてだったということもございまして、あと、営業上の制約がいろいろございますので、おっしゃられたようなご指摘があったような印象を持たれた方もいらっしゃったかと思えます。ただ、去年は阪急はきちんと協力的に運営についてはやっていただいておりますので、申し添えておきます。

今年といいますか、今回の千葉県物産展はイトーヨーカ堂で開催をいたします。ご指摘ございましたように、品川区とイトーヨーカ堂が共催という形できちんと打ち出せるように、掲示の仕方等も工夫をして、先方と相談しながら検討してまいりたいと考えております。

○中塚委員

千葉県物産展フェアをやること自体は別にそうなのかなと思うのですけれども、特別区全国連携プロジェクトの一環として、特別区長会がどうしてこういう取り組みをしているのかというところを伺いたいと思ったのです。単なるフェアではなくて、どういう意味合いがあるのか、どういう背景があるのか、そこを伺いたいと思います。

率直に言って、東京とりわけ23区にはお金がある、埋蔵金のようなものがある、それを狙って東京と地方の対立を国は描いて、何とか東京の財政力に手をつけたいという動きが強まる中で、こういう物産展フェアというのが一体どういう意味合いを持つのか。別にやってはだめだとか、そこまで強く言うつもりはないですけれども、区としては今どう思っているのか、そこをきちんと伺いたいと思います。

○伊崎地域活動課長

特別区全国連携プロジェクトにつきましては、地域活動課だけではなく全庁的に取り組んでいるものでございますので、私からは特別区全国連携プロジェクトの趣旨、趣意書というものがございますので、

そちらのご説明とさせていただきたいと思います。

趣意書によりますと、今、委員ご指摘のとおり、地方が衰退をしているという人口減少社会を迎える中で、国が非常に課題と捉えて地方創生に力を入れていると。一方で、地方の全国各地域の疲弊は地方税の偏在に一因があるということで、国が地方財源を、地方税の一部を国税化し再配分をするということで財政調整を行い、さらにそれを拡大しようとしている。自治体間が対立し財源を奪い合う構図は本来の地方自治の趣旨ではないというところを大変憂慮しているというのが、区長会の趣旨でございます。

翻って特別区や東京は非常に、人の交流はもちろん、経済、生活全般にわたり、各地域にいろいろ支えられているという現実がある。全国の各地域あつての東京であり、お互いに抱える課題を克服していかなければならないというところで、東京を含む全国各地域が生き活きとしたまちづくりを進め、共に発展・成長し、共存共栄を図っていくことこそが今必要で、それが日本の元気につながるという趣旨から、先ほども申し上げました特別区全国連携プロジェクトを特別区長会で進めることで、全国各地域との信頼関係・絆をさらに強化し、双方が発展していくために連携を深め、東京を含めた全国各地の経済の活性化、そしてまちの元気につながるような取り組みを行っていくというところが趣旨でございます。

このプロジェクトにおいて展開する事業といたしまして、各23区での事業分野としまして、産業、観光、文化芸術振興、また東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とした活性化、相互の地域課題への挑戦、新しい住民交流主体の模索ということが挙げられておりまして、この産業振興の一つとして、地方物産展に取り組んでいるということでございます。

○中塚委員

もちろん国税化については私も大反対ですし、そういう動きは正していかなければいけないと思うのですが、今ご説明のあった地方と23区との共存共栄が物産展フェアにつながる、ここがどののだろうかという思いがあるのです。何で物産展フェアにつながるのか、そこを改めて伺いたいと思います。

それと、そうはいつでも東京の発展というのは、地方の力なくして発展はしなかったのも経過として事実だと思いますし、地方の様々な方々が東京に来てくださって、働いていただいて、会社もまちも、人口も増えてきたというのは、経過としては私はそのとおりで、そういう意味では、東京の多くは地方によって発展してきたなという実感もあります。

私は、偏在という言い方をしますが、東京一極集中の是正こそが必要なのではないかなと思いますし、地方の雇用の創出や、国の経済の見直しや、そういう方向を求めていくというのが本来であって、こういう物産展というのは、地域の人は楽しんでいきますからいいのかなと思いますけれども、これが対応手段というのはどうなのかなという思いがどうしても残ってしまうのですけれども、そこについて伺いたいと思います。

○伊崎地域活動課長

市町村交流を担当しております地域活動課といたしましては、こういった地方の物産を品川区内で販売していただくことで、地方の潤いにもなりますし、品川区民の方が今までなかなか触れなかった地方の物産に触れることで、またそこに興味を持っていただくということも大事なことでと考えております。

そういう意味合いからしまして、先ほど申し上げましたが、一つ一つの小さな取り組みではございますが、こういった取り組みの積み重ねが地方の活性化と、ひいては東京の発展につながっていくと考えております。

○本多委員長

ほかになければ、以上で本件を終了いたします。

(3) 品川歴史館特別展 大崎・五反田—徳川幕府直轄領の村々—について

○本多委員長

次に、(3)品川歴史館特別展 大崎・五反田—徳川幕府直轄領の村々—についてを議題に供します。
本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○鈴木文化観光課長

それでは、品川歴史館特別展「大崎・五反田—徳川幕府直轄領の村々—」という資料をご覧ください。
今回の特別展につきましては、1の開催趣旨でございますが、大崎・五反田地区は、中世、特に江戸時代などは幕府の直轄領として整備をされたり、いろいろなにぎわいを見せたエリアでございます。今回の特別展では、寺社に伝わる史料や大名の屋敷等の関係資料から、江戸時代の大崎・五反田の地域をご紹介します、地域の方に知っていただくという趣旨でございます。

期間としましては、平成29年10月8日(日)～12月3日(日)になります。10月9日を除く月曜日と10月10日(火)は休館をさせていただきます。開館時間としては、記載のとおりでございます。観覧料は、一般の方は300円、小・中学生は100円となっておりますが、70歳以上の方、障害のある方、それから品川区立の小・中学生は無料で入館をいただけるようにしております。

2の内容でございます。展示全体を四章に分けまして、現在の大崎・五反田から始まりまして、徳川幕府直轄領の村のことや、寺社と門前町、それから大崎の大名屋敷等、それぞれ章立てでコーナーをつくって展示をいたします。また関連展示として、今回、都立大崎高校のペーパージオラマ部の皆さんにお願いをしまして、江戸時代の大崎・五反田を想定した当時の地域の立体の模型をお願いしたものを展示する予定で、準備をしているところでございます。

主な展示品としては3にありますように、上大崎村の名主の竹内家の文書であったり、これは区の指定文化財になっておりますが、また、松江歴史館や鳥取県立博物館所蔵の大崎の屋敷絵図のような、当時のことを理解できる資料を中心に展示をしているところでございます。

4の予算額としては、993万6,000円でございます。内訳は記載のとおりでございます。

周知方法としては、広報しながわの10月1日号のほか、5に記載のとおり様々な方法を使って皆さんに周知をしております。

それと6のその他でございますが、今回の特別展に関連して、幾つかの事業を並行して実施いたします。まち歩きで大崎・五反田を歩くものや、お茶を楽しんでいただく会、また社会福祉法人の福栄会・かもめ工房にお願いをしまして、そちらでつくっている抹茶マドレーヌ・ブラウニーの販売なども実施をしていただく予定でございます。

なお、一番下に記載があります内覧会でございますが、10月7日(土)午後2時から3時半まで、皆さんをお招きして内覧会を実施いたしますので、区民委員会の委員の皆さんも、もしお時間がとれるようであれば、ぜひお越しいただければと思います。参考に、2枚目にチラシをおつけしております。

○本多委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○中塚委員

私も知らなかったのですけれども、大崎・五反田地区でこういう昔のことがあったというのは、すごく魅力的な企画だと思います。

その中において、学芸員の役割というのは改めて重要だと思うのですけれども、毎年特別展はいろいろなテーマでやられておりますが、こういう学芸員の準備というのは1年間かけてやっていらっしゃるものなのか。それとも常にいろいろなテーマで、いろいろなところを調べたり深めたり、調査をしたり、聞き取ったり、収集したり、整理をしたり、保管をしたり、常にいろいろなテーマで持っていて、一定の整理がついたから今年はいこうとか、実はまだ認めているものがあって、もう一息ここを明らかにしてから来年ぐらいにこれを持ってこようとか、学芸員のご努力というのは、どういうふう特別展の企画を組まれているのか、そこを伺いたい。

それと、学芸員の正規雇用化。この間ご説明ありますけれども、見通しはついているのか、いつ頃から考えていらっしゃるのか、そこも伺いたいと思います。

○鈴木文化観光課長

特別展につきましては、ご指摘のとおり学芸員が中心となりまして、毎年度様々なテーマを設定して実施しております。その中で、歴史館で所蔵の史料も使ったりしますが、今回の特別展のように、よその施設で所蔵している史料をお借りするケースもございます。

特に昨年度でしたか、区内の歴史的な史料が新しく発見されたようなときには、それを中心に、これまで収蔵している史料や学芸員の持っている知識を組み合わせる展示内容を決めたりということで、特定のスタイルで決めているわけではなくて、そのときの史料の集まりぐあいや、タイミングに適したテーマ等の設定を毎年度、学芸員と担当職員で話し合いをしながら設定しているものでございます。

それから、学芸員の役割の重要性に鑑みる正規雇用化ということでございますが、これは人事案件に関することであるということと、来年度以降のことについては、予算を含めて、これから手続きが始まりますので、所管課としては、歴史館のあり方とか現状、課題、今後のオリンピック・パラリンピックを踏まえた歴史館の活用について検討をされていて、資料をまとめている段階でございますので、また内容が固まってご報告できるときには、お話をさせていただければと思っております。

○中塚委員

テーマ設定についても含めて学芸員の役割というのは本当に大事だし、毎年わくわくするような、また地域への愛着を改めて再発見できるようなテーマと私も思いますので、学芸員の正規雇用化については改めて要望しておきたいと思えます。

最後に1点だけ、観覧料について。品川区立の小・中学生は無料ということですが、そろそろ改めて、品川区立の施設ですから、品川区ではないほかの小・中学生、今100円取っておりますけれども、これについても子どもは無料にしてあげていいのではないかと思います。もちろん、品川区内の方は無料というのは政策的に正しいと思えますけれども、こういう文化的なもの、また子どもにとっては様々な発見につながったり、なるほどなという深い理解につながったり、そう思うと、小・中学生100円というのも、ぜひ無料化をご検討いただきたいなと思うのですけれども。

もちろん、品川の宝でありますから、品川の子どもたちが無料というのはよくわかるのですけれども、これを品川ではない子どもたちにもぜひ見ていただいて、いろいろなことを発見していただいて、感じていただいて、そういう意味で政策的に、全ての小・中学生を無料にするというのを改めてご検討いただきたいと思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○鈴木文化観光課長

ここで記載しております区立の小・中学生の場合、区民であっても区外の私立等に行かれているケースのお子さん、純粹に住んでいるところも通っているところも区外という、実はまだ区分があると思うのですけれども、基本的には、皆さんからお預かりした税金で運営する区の施設でございますので、一律、小・中学生全部無料というのは難しいかと思いますが、この料金体系を設定したときの当時の状況も踏まえて確認をして、今後改定の余地があるのかどうかは確認をしたいと思います。

○本多委員長

よろしいでしょうか。ほかになければ、以上で本件を終了いたします。

(4) イルミネーション事業について

○本多委員長

次に、(4)イルミネーション事業についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○鈴木文化観光課長

それでは、イルミネーション事業についてご報告をいたします。お手元のA4の資料をご覧ください。

まず1. 事業目的でございますが、区では平成27年度に、訪日外国人の増加や2020オリンピック・パラリンピック東京大会の開催を踏まえまして、都市型観光プランを策定しております。このプランに基づきまして、様々な観光振興の事業に取り組んでいるところでございますが、この事業は今年度3年目になりますが、引き続き、地域のにぎわいやまちの華やかさ、それから来訪者の集客の増加ということで、イルミネーション事業を継続して実施するものでございます。

2. 実施内容でございますが、今年度も昨年度と同様、3カ所で実施をいたします。1つは①にあります大井町駅西口でございます。大井町駅西口については、昨年度イルミネーションを飾る木を少し増やしたのですが、今年もさらに3本の樹木を飾りつけの対象とします。加えて、観光大使のシナモロールのオブジェと一緒に今回制作しまして、よりにぎわいの創出を図りたいということで考えております。

それから、②の目黒川沿い、いわゆる冬の桜でございますが、これはもともと地域の皆さんがエコの廃油を活用したりして、様々な工夫を凝らして実施していただいている事業がございますので、その五反田駅付近、周辺のところを区でも連携して増やすことで、エリアの拡大と集客の増を図りたいという趣旨でございます。

③の西小山駅前につきましては、昨年度、今年の2月～3月でございますが、お声かけをしまして、地域の商店街のイベントと区のイルミネーションの連携をした事業を実施しておりますので、今年度も同じように実施をしたいと。西小山につきましては、①大井町と②目黒川で使用した資機材が、時期的にずれていて活用できますので、ここはあまり大きな経費をかけずに、しっかりと装飾の準備ができるというところでございます。

事業費としては記載のとおり、今年度全体で、PR経費も入れて6,700万円を予定しております。

その下、①から③まで、各エリアの風景の様子、それから配置図等を記載しておりますが、基本的にはエリア、内容については昨年と同様、もしくは先ほど申し上げたプラスアルファの飾りつけをしながら、今年もしっかりと地域の観光事業の一環として実施をしたいと予定しているところでございます。

○本多委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○田中委員

事業費の内訳が、去年もそうだったのですけれども、今年も記載されていないので、内訳を資料として欲しいのと、説明もお願いします。

○本多委員長

資料というか、まず口頭による答弁をいただきますので。

○鈴木文化観光課長

内訳でございますが、先ほど申し上げましたように、3カ所の資機材、イルミネーションの設置経費が、まず大きく3カ所あります。それから全体のPR経費、区でそれぞれのイルミネーションの設置と訪れていただくことをPRする経費。この4つの大きな項目で分かれております。

それから詳細の内訳ですが、先ほど申し上げましたように、地域の皆様と相談をしながら中身を決める部分がありますので、正確な額まではまだ決まっておりませんが、大まかな分けでよろしければ、お示しはできますが、その資料を後ほどお届けする形でよろしいですか。

○本多委員長

間に合えばお願いします。

○鈴木文化観光課長

わかりました、では、それは後ほどご用意をしてお届けしたいと思います。

○田中委員

ありがとうございます。2015年度の事業費は約5,000万円で、2016年度が6,250万円だったと思います。たしかイルミネーションのLED電球の再利用などで、経費は年々下がるという説明があったかなと思うので、今回またどうして増額されたのかなというのは、地域のイルミネーションの追加と、シナモロールのオブジェの増設ということなのですけれども、今後も新規設置をして拡大をさせていく予定があるのかということと、イルミネーションの設置について、今後のプランなどがあるのかということをお教えてください。

○鈴木文化観光課長

まず、最初の質問でございますが、LED電球の利用で確かに電気代等については削減しております。それから電球も量を増やさなければ、ご指摘のように一度買ったものが使えますので、全体としては下がるというのは、内訳を見ると出てくるのですが、ただ今回、額が上がったのは、ご指摘があったように、シナモロールの新しいオブジェの作成の部分若干上がったものでございます。

今後の拡大についてでございますが、実は、おとしに地区を増やしてイルミネーションを展開するときに、ほかにも幾つか候補地があったのですが、例えば駅前で、今再開発の工事が入っていたり、今後また可能性はあるけれども今はというのがありますので、そういうところが工事等が終わって状況を見たときに、イルミネーションの設置にふさわしい状況であれば考えたいというのは、項目としては予定しているところでございます。

そういうことも含めて、プランといいますか、何年度にどこというしっかりとした計画を立てているものではないのが現在でございます。

○田中委員

先ほどの補正のことにもかぶるのですけれども、観光の部分まで、呼び込むことはとてもいいことなのですが、そこばかりにお金も膨らんでいくのかなという気がして、住んでいる方たち、区民、住民の方たちの命や生活を守ったり、維持する施策にも、全庁的に見たときに、バランスがとれていないので

はないのかなということを思ってしまうところがあります。

あと、今回の新規追加の部分が阪急前ですよね。阪急の方との話し合いも当然されたと思うのですが、そこではどのような協議がされたのかということをお聞かせください。

○鈴木文化観光課長

まず1点目の、命や生活にかかわる事業とのバランスということですが、これは私のほうでトータルで区の財源配分、予算配分をお答えできるものではないのですが、基本的には、区の全体の必要なもの、生活に係る直接の基盤になるもの、それから、まちのにぎわいであったりとか、観光というのは来訪者だけではなくて区民の方にも、地域のにぎわい創出や、楽しんでいただく、また区に愛着を持っていただくということもありますので、そういうものを総合的に勘案して、区全体の予算配分のバランスを設定していると考えているところでございます。

それから、阪急との協議ということですが、場所は確かに阪急がある前ではありますが、阪急と個別というわけではなくて、地域の商店街であったり、それから町会長だとか、そういう皆さんの意見をお伺いしたり、もしくはお伺いする前に向こうから要望があって大井町については始まっているので、拡大についてはもちろん情報提供はさせていただきますけれども、何か協議の場があるということではなくて、今までの経過と、毎年設置するときにお声かけをしたときにいただいた意見を踏まえて、中身を少しずつ変えているというのが現状でございます。

○田中委員

イルミネーションに関してというのは、効果測定が難しいと思うのですが、どのようなところでこの効果を測っていくのかということをお聞かせください。

○鈴木文化観光課長

イルミネーション事業につきましては、単に飾りつけをしてきれいというだけではなくて、当然、来訪者の増加も見込んでおります。それに関して、大井町と目黒川と西小山、それぞれ地域の方たちとの連携の仕方が違うのですが、基本的には連携をしながらイルミネーションを実施することで、そのイベントへの来訪者数というのが一番、数字としては目に見えやすいものになるかと思っております。

それから、先ほど申し上げました、地域の人もきれいなイルミネーションを見て楽しんでいただいたり、品川区の魅力を変えて認識して、誇りを持っていただくという効果もありますので、その辺については今後、区の世論調査なのか、方法はまだ特定しておりませんが、ある程度継続した後に、そういう情報をもう少し調べてみたいとは思っております。

○本多委員長

よろしいでしょうか。ほかになれば、以上で本件を終了いたします。

(5) 八潮北公園スケートボード場およびフットサル場のオープンについて

○本多委員長

次に、(5)八潮北公園スケートボード場およびフットサル場のオープンについてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○池田スポーツ推進課長

私からは、八潮北公園スケートボード場およびフットサル場のオープンについてご報告させていただきます。なお、この件につきましては、建設委員会でもご報告をさせていただいております。

最初に、スケートボード場およびフットサル場兼庭球場について整備した経過でございます。こちら

は中央環状品川線の工事ヤードとして貸し出していた八潮北公園の一部でございますけれども、こちらの工事が完了いたしましたので、品川区に戻りまして、その部分について整備したものでございます。こちらにつきましては、東京2020大会の競技となりましたスケートボードの普及、そしてフットサルのできる屋外施設として整備したものでございます。

施設の規模でございます。こちらはスケートボード場が約700㎡、フットサル場兼庭球場については1面。使用料につきましては、スケートボード場につきましては小学生以下100円、中学生以上200円、こちらは個人使用ということになってございます。また、フットサル場兼庭球場については小学生以下700円、中学生以上1,400円、こちらは区民料金ということになってございまして、どちらも区外の料金は倍額になります。

なお、フットサル場兼庭球場につきましては、フットサルの利用料金でございまして、庭球場として利用する場合につきましては、他の庭球場と同じ利用料金ということになります。

供用開始日でございます。こちらは平成29年11月20日（月）より開始ということになります。なお、8月21日よりフットサル場兼庭球場につきましては、抽選申し込みの開始がございまして、インターネット等で周知はしているところでございます。

その他でございます。こちらは11月20日のオープンを前に、11月19日、記念のイベントを開催することになってございます。時間は午前10時からでして、内容としましては、式典、そしてイベント2件がございまして、イベントとしてはスケートボード初心者のためのスケボー教室、またフットサル場につきましては、少年少女のサッカー教室を予定しているところでございます。

○本多委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○中塚委員

スケートボード場とフットサル場が新たにできたことは歓迎したいと思いますが、料金設定についてはどうしても納得がいきません。なぜ子どもがスケートボード、フットサルをするのに、子どもからお金を取るのか。有料はやめて無料にすべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○池田スポーツ推進課長

フットサル場につきましてはの料金でございますけれども、こちらにつきましては、現在天王洲の野球場、そして南ふ頭の野球場等も、フットサル、ミニサッカーということで利用されているところでございますけれども、こちらの料金と同じ形での料金設定ということにさせていただいてございます。

また、スケートボード場につきましても、無料と有料とで、いろいろ討議、検討させていただいたところでございますけれども、結局のところ、大変申し訳ないのですけれども、小学生以下については100円、中学生以上については200円ということで決定をさせていただいたところでございます。

○中塚委員

まず、フットサルについては、ほかにも有料だから子どもから取るという理由が、あまりにも乱暴な理屈だと思います。私が聞いたのは、フットサル場について、なぜ小学生・中学生からもお金を取るのか、改めてその理由を伺いたいと思います。

スケートボード場については、有料か無料か、一定の検討があったとお話がありましたけれども、どういった検討の結果、有料としたのか、その理由について改めてご説明いただきたいと思います。

○池田スポーツ推進課長

まず、フットサル場の利用料金でございます。こちらにつきましては、これまでも天王洲および南ふ頭のとおりということで、フットサル、ミニサッカーで利用されている場合の小学生以下チーム、中学生以上チーム、区外チーム、区内チームということで、利用料金をいただいているところでございます。今回の八潮北公園のフットサル場につきましても、同じ料金ということで設定をされているというふうになっております。

また、スケートボード場につきましても、無料のところもございましたし、有料のところもございました。その中で、小学生以下を100円、中学生以上200円というところを、第2回定例会のときに条例を議案ということで提出して、皆様のご審議をいただいて決定をされてきた経過がございます。

○中塚委員

私が聞いたのは経過ではなくて、なぜ子どもからお金を取るのかという、冒頭からこのことなのです。スケートボード場についても、どういう検討をしたのかということを知りたいのです。

例えばこの近所で見ますと、下神明駅の近くにあるタコ公園。本当に夏休み中、午前も午後も夕方も、小さい子どもたちでいっぱいです。タコ公園は大人気です。小さい子どもたち、いつ通っても大人気です。ああいう子どもたちが楽しんでいる姿を見ると、児童遊園が有料とは考えたこともないですけども、自由にいつでも誰もが気軽に楽しめる、そういう姿で本当にいいなと思っています。

西大井広場公園を見ても、例えば社会人の人がフットサルの練習をしたり、お年寄りがラジオ体操をしたり、体を動かしたり、いろいろな使い方をしておりますけれども、そういう中で、スケートボード場・フットサル場、とりわけ子どもからもお金を取るという、品川区のスポーツ政策というのは一体どういうふうを考えているのかということだと思っております。

改めて伺いたいのですけれども、スポーツというのは一体誰のためのものなのか。そして、なぜ子どもからもお金を取るのか。私は理念的には、子どもも大人も無料であるべきだと思います。だけれども、まずはスポーツは誰のためにあるのか、そして、どうして子どもがスケートボードとフットサルをやるのにお金を取るのか、そこをしっかりとご説明いただきたいと思っております。

○池田スポーツ推進課長

スポーツにつきましては、無料であるのが理想的な面も確かにあるかと思いますが、私どもの施設としましては、こちらに整備したフットサル場のほかに、フットサルもしくはサッカー等ができるものとして学校の校庭等のいろいろな施設がございます。その中におきまして、今回フットサル場につきましては、あくまでも競技を楽しむだけでなく、競技として対戦するような形で整備しているところでございますので、ある程度の受益者ということで、負担をしていただくという形になっているものでございます。

○中塚委員

練習もあれば試合もあるのがスポーツだと思います。やはり今の説明ではとても納得がいきません。スポーツというのは個人の、例えばやりががあったり、達成感があったり、健康づくりであったり、そうした取り組みがひいては豊かな社会をつくり、人間関係をつくり、そしてオリンピックという世界的な平和の祭典にまで発展していく。

そういうものに対して、子どもからもお金を取るというのは、ぜひ考え直していただきたいし、無料が理想というお話がありましたけれども、本来はスポーツ施設も公園も、誰でもいつでも楽しめるものでありますから、そういう意味では、金額の安い高いの問題ではなく、子どもも大人も、障害がある人も、海外の人も、誰もが無料でいつでも楽しめるようにすべきだと思いますけれども、最後に、品川区

のスポーツ政策というのは一体どういう考えで行われているのか、しっかり伺いたいと思います。

○池田スポーツ推進課長

私どものスポーツにつきましては、生涯スポーツという観点からいきますと、いつでもどこでも誰でもいつまでも、こちらが観点としてはございます。また、障害のある方と障害のない方が一緒に楽しめる場所ということで、スポーツの振興を進めているところでございます。

今回のスケートボード場につきましても、その一環の中で、これまでフットサルができる場所がないということで、大変多くのお声がありました。また、フットサルができるというところでは、幾つかの場所がございますけれども、フットサルが専用、今回は庭球場兼用ということになっておりますけれども、フットサルができる屋外設備というものにつきましてはございません。こういったものを、フットサルの人口が増えておりますので、そういった方が楽しめるようなということで整備をさせていただいているところでございます。

私どもはこういうものを、いつでもどこでも誰でもいつまでも、そして障害のある方もない方も、一緒に楽しめるスポーツの振興ということで進めていきたいと考えております。

○中塚委員

品川歴史館でいえば、教育的な視点も含めて、小・中学生は無料なわけです。そういう視点からしても、子どもから取るというのは本当に間違っているなどと思います。

私自身、振り返っても、金額は時代が違うからあれですけども、私は小学校の頃、お小遣いは1ヶ月50円だったのです。ジュース1本買うのに2ヶ月間我慢して、わくわくしながら駄菓子屋さんに行ってジュースを買ったり、ジュースではなくて、こっちの小さいお菓子を幾つか買いたいな、それだけすごく考えて、子どもにとっての50円、100円というのは、今は時代が違うから、もうちょっとお小遣いの金額は違うかなと思いますけれども、そのぐらいの金額だと私は思うのです。

その子どもから、小学生以下100円、中学生以上200円。これはぜひ考え直していただきたいと強く要望しておきたいと思います。

○藤原委員

スケートボードなのですが、まさに時機にかなった施策で、本当にすぐやるのですね、すごいです。こうやって案が出て、具体的に施策で落としていくとは、改めて品川区の行政のすばらしさを感じさせていただいた次第でございますが、質問しますが、まず、スケートボード場に来てくださる人数はどのように考えているのでしょうか。

これは予想しておかないといけないのは、必ずこういう声が出ます。100円、200円払ったのに、全然できないよと。だって、キャパが決まっているのだから、人数的に何人入ったら入れませんみたいな形でやるならばいいけれども、キャパが決まっている中で、来た人を全て入れてしまう、スケートボードできないよ状態で、お金は取る。こういう形になったら大変ですから、その辺についてはきちんと仕組みができていますのか教えてください。

○池田スポーツ推進課長

スケートボード場につきましても、普段の来場者人数ですが、おそらく1日当たり数十人ということを目安として、ただ、スケートボード場の使用料は1日単位で100円、200円ということになりまして、1日ずっと滑っている方がいらっしゃるかと、そうでもないかと思いついて、交代をしながら滑っていただく、楽しんでいただくということを前提としてございます。

また、スケートボード場をご利用される場合につきましては、ヘルメット、そしてプロテクターと

いったものの着用をお願いすることと、あとは、実際にやる前には登録をしてもらって入っていただくという形をとる予定になっております。

○藤原委員

1日数十人という人数の根拠は、どこから出したのですか。1日本当に数十人ならいいのです。けれども、1日数十人以上来てしまったら。それで、スケートボードをやりたいと、何で品川区はないのだというお声は聞いていますので、改めて数十人という数を出している根拠を教えてくださいたいのと、数十人ではなくして、先ほど質問しましたが、たくさん来て、スケートボードできる状態ではないよということになってしまったらどうするのかということも、予想しておいたほうがいいと思います。

それと、経緯について書いてありますけれども、2020年の大会で競技になっているということなのですが、まさに時宜にかなってスケートボード場を、区内でスケートボード場ができたのは初めてですよね。そういう意味において、オリンピック・パラリンピック準備課長は、こういう形で施策で下りてきて、どういうふうに活用して普及していくのかということをお答えしていただきたいので、その点について伺います。

○池田スポーツ推進課長

まず、想定の日当たり数十名というところでございますけれども、こちらにつきましては、これまで城南島とか、近くのスケートボード場等に今回つくった部隊が視察等に行きまして、その様子を見た段階でのお話でございます。品川区につきましても、まず会場の規模が700㎡ということで、それほど大きくないということもございまして、実際には城南島とさほど変わらないのですけれども、そこら辺の部分がございましたので、数十名ぐらいではないかなということになりました。

あとは、実際にこの人数が、数十名と予測したところに1,000名、2,000名という数が来た場合にどうなるかということでございますけれども、これは要するにうれしい悲鳴ということになってくるとは思いますが、スケートボード場などこういう運動施設におきましては、私どもも公園を設立するほうといろいろ協議しながら機を見まして、そういうところがありましたら、それなりにつくるような形になってくると思います。

そういったことで、場所、人数等の今後の推移を見ながら、実際に新たなことについては、公園を設立するほうと運営する私どものほうとで、いろいろと協議しながら進めていきたいと考えております。

○小川オリンピック・パラリンピック準備課長

こちらのスケートボード場のオープンにつきましては、プランのときからオリパラの担当部局にも情報提供がありまして、一緒にプランにもかかわったことでございます。

追加競技になったということに合わせて、すぐにスケートボード場ができたということにつきましては、オリパラ担当といたしましても大変歓迎すべきことでありまして、今後の機運醸成事業には様々に活用していきたいと考えております。

○藤原委員

課長、1日に1,000人、2,000人、来るわけがないではないですか。来ないですよ、だからそうではなくて。1,000人、2,000人といったら、敷地の中に入ってずっと、みんなスケボーをやらなくて立っているだけではないですか。お金を払っているのに、そんなことでは大変ですよ。そんな1,000人も2,000人も敷地に入ったら、10cmもスケボーできないではないですか。

そうではなくて、スケボーを課長がやられたことがあるかどうかわからないですけども、結構みんな、もちろんヘルメットをかぶってというけれども、危ないというものもあるではないですか。いろいろ

転んだりとかもしますけれども。

それで、1,000人、2,000人と言うから、頭の中にあまりにもそれが入ってしまつて、1,000人、2,000人ではなくて、ある程度的人数、例えば十数人で10人なのかもしれない、90人なのかもしれないという意味において、ある程度、何人入ったら危ないよということをきちんと把握しておかないと、その中で、もし大きなけがとかが起きたときに、区の施設なのだから、それはそうだよねと。これは事故というか、ぶつかつても当たり前だよね、けがしても当たり前だよねという形になってはいけないと思うのです。

だから、人数的にはこのぐらいの人数が妥当だとか、この人数以下が妥当だとか、そういうことをきちんと考えておかないといけないという思いも、私はあるのです。だって、区の施設で、もし誰が考えても区の過失が多く、それはそうだよねという形になったら、区の賠償だってあるかもしれないではないですか。

だから、ある程度の来てくださる方を把握して、これは何人以上だったら危ないねとか、来てくださることはありがたいし、利用してくださることはありがたいのだけれども、1,000人、2,000人ではなくて、もうちょっと人数を少なくして、ある程度のルールというか、何人以上入ったら危ないねとか、このキャパでは何人ぐらいが限度ですということだけは、行政としてきちんと把握をしておかないといけないのではないかなという思いがありまして、その辺についてどうですかということを知っているのです、よろしくをお願いします。

○池田スポーツ推進課長

今のご質問、確かに定員についてはきちんとしなければいけない部分だと思っております。こちらのスケートボード場の実際の取扱いにつきましては、利用するまでにはほぼ案ができておるところでございます。果たして人数として何人まで使えるかということについては、実際にまだできておらず把握できていませんので、こちらは工事完了と同時にきちんと、何人程度が限界かなというところでやりたいと思います。

○田中委員

スケートボードをやられている方から「うわさで聞いたんだけど、本当にスケートボード場ができるの」という感じで問い合わせがよく来ます。今回のオープン、供用開始日と、記念イベントの日の周知方法はどのようにされるのかということを知りたいです。

○池田スポーツ推進課長

周知方法でございますけれども、オープンの周知につきましては、10月21日号の広報紙で載せる予定でございます。大変申し訳ございません、こちらのほうは記載が漏れておりました。

同様に、フットサルのことと、スケートボード場の初心者のためのスケボー教室のご案内も、同時に載せる予定になっております。

○田中委員

このイベントのスケボー教室とサッカー教室なのですけれども、これは10月21日の広報紙ということですが、募集とかになるのですか。それとも、誰でも受け入れるような形になるのかということを知りたいと思います。

○池田スポーツ推進課長

スケートボード初心者のためのスケボー教室は、広報紙によって募集ということで、たしか先着ということを知っております。

もう一つ、少年少女サッカー教室は、期間があまりないこともございまして、あと、面数も1面ということでございますので、教室自体を少年少女のサッカーの協会に依頼して、参加者を募るということを考えているところでございます。

○本多委員長

よろしいでしょうか。ほかになければ、以上で本件を終了いたします。
以上で報告事項を終了いたします。

3 その他

○本多委員長

次に、予定表3のその他を行います。

初めに私より、先ほどの報告事項(4)のところで田中委員から、イルミネーション事業費の内訳についての資料請求がありました。課長に準備できますかということで、準備できますということです、お願いしたいと思うのですが、委員会運営上、申し合わせによりまして、委員会にお諮りをさせていただきたいと思います。

資料を用意していただくということにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○本多委員長

ご異議なしということですので、資料をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。
以上で、その他の最初のところを終わります。

つづいて、今定例会の一般質問に係る所管質問ですが、今定例会の一般質問中、区民委員会にかかわる項目について、所管質問をなさりたい委員がいらっしゃいましたら、その基礎となる一般質問の項目と質問内容をこの場でお願いしたいと思います。

質問される委員がいらっしゃる場合は、明日、この委員会で理事者からご答弁をいただき、申し出た委員以外の方にも議論に加わっていただくという形で進めていきたいと思います。

それでは、所管質問がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本多委員長

ないようですので、所管質問については終わります。

ほかに、その他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本多委員長

ないようですので、その他を終了いたします。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

明日も、午前10時からの開会となりますので、よろしく願いいたします。

なお、明日の委員会で、行政視察の勉強会を行う予定でありますので、よろしく願いいたします。

これもちまして、区民委員会を閉会いたします。

○午後0時02分閉会